

【表紙】

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 2025年6月25日                       |
| 【会社名】      | P H Cホールディングス株式会社                |
| 【英訳名】      | PHC Holdings Corporation         |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長CEO 出口 恭子                 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号               |
| 【電話番号】     | 03-5408-7280（代表）                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役 専務執行役員 最高財務責任者（CFO） 山口 快樹    |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号               |
| 【電話番号】     | 03-5408-7280（代表）                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役 専務執行役員 最高財務責任者（CFO） 山口 快樹    |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

## 1【提出理由】

当社は、2025年6月25日付の当社取締役会において、当社の事後交付型業績連動型株式報酬制度（以下「PSU制度」といいます。）及び事後交付型株式報酬制度（以下「RSU制度」といい、PSU制度と併せて「本制度」と総称します。）に基づき、当社の独立社外取締役、社外取締役を除く取締役及び執行役員、並びに当社子会社の取締役及び従業員（以下「対象者」といいます。）に対し、パフォーマンス・シェア・ユニット（以下「PSU」といいます。）及びリストラクテッド・ストック・ユニット（以下「RSU」といいます。）を付与することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号及び同条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に関する事項

### (1) 有価証券の種類及び銘柄

P H Cホールディングス株式会社 普通株式

### (2) 発行数

157,331株

注：発行数は、PSU制度に定める業績達成度合いが最も高い場合（最も発行数が多くなる場合）を想定した数としています。

### (3) 発行価格

発行価格は、本制度に基づくユニットの権利確定による当社普通株式の交付にかかる取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

### (4) 発行価額の総額

139,552,597円

現物出資財産の内容：海外の対象者に対して支給される当社に対する金銭報酬債権

現物出資財産の価額：139,552,597円（1株につき発行価格と同額）

注：上記金額は、上記(2)記載の発行数を前提とし、2025年6月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする本臨時報告書提出時点の見込額です。

### (5) 資本組入額

443.5円

注：上記金額は、2025年6月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする本臨時報告書提出時点の見込額です。

### (6) 資本組入額の総額（増額する資本金の額）

69,776,299円

なお、増加する資本準備金の額は、69,776,298円です。

注：上記金額は、上記(2)記載の発行数を前提とし、2025年6月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする本臨時報告書提出時点の見込額です。

### (7) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

### (8) 発行方法

本制度に基づき、海外の対象者に割り当てる方法によります。

### (9) 引受人又は売り出しを行う者の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項なし

### (10) 募集又は売り出しを行う地域に準ずる事項

米国

(11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

払込金額の総額 -円

発行諸費用の概算額 500,000円

差引手取概算額 -円

金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。発行諸費用の概算額の内容は、登録免許税等であります。

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

当該新株式発行は、本制度に基づき海外の対象者に対して当該新株式の払込金額に相当する金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

(12) 新株発行年月日（払込期日）

未定

(13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

(14) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項なし

(15) 当該株券を取得しようとする者（以下「取得者」といいます。）の名称、住所、代表者の氏名、

資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

取得者は日本国外に所在する当社の独立社外取締役、執行役員、並びに当社子会社の取締役及び従業員5名です。

(16) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

取得者は日本国外に所在する当社の独立社外取締役、執行役員、並びに当社子会社の取締役及び従業員です。

(17) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

該当事項なし

(18) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし

(19) その他事項

当社の発行済株式総数および資本金の額（2025年5月31日現在）

発行済株式総数 普通株式 126,419,238株

資本金の額 48,639,572,793円

（注）当社は新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は2025年5月31日現在の数字を記載しております。

安定操作に関する事項

該当事項なし

・ 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に関する事項

(1) 有価証券の種類及び銘柄

P H Cホールディングス株式会社 普通株式

(2) 発行数

513,786株

注：発行数は、PSU制度に定める業績達成度合いが最も高い場合（最も発行数が多くなる場合）を想定した数としております。

(3) 発行価格

発行価格は、本制度に基づくユニットの権利確定による当社普通株式の交付にかかる取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(4) 発行価額の総額

455,728,182円

現物出資財産の内容：国内の対象者に対して支給される当社に対する金銭報酬債権

現物出資財産の価額：455,728,182円（1株につき発行価格と同額）

注：上記金額は、上記(2)記載の発行数を前提とし、2025年6月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする本臨時報告書提出時点の見込額です。

(5) 資本組入額

443.5円

注：上記金額は、2025年6月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする本臨時報告書提出時点の見込額です。

(6) 資本組入額の総額（増加する資本金の額）

227,864,091円

なお、増加する資本準備金の額は、227,864,091円です。

注：上記金額は、上記(2)記載の発行数を前提とし、2025年6月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする本臨時報告書提出時点の見込額です。

(7) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(8) 株式の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の独立社外取締役、社外取締役を除く取締役、執行役員及び当社子会社の取締役 11名

(9) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合の当該子会社と提出会社との関係

PHC株式会社：当社の完全子会社

ウィーメックス株式会社：当社の完全子会社

メディフォード株式会社：当社の完全子会社

株式会社LSIメディエンス：当社の完全子会社

(10) 勧誘の相手方と提出会社との取り決めの内容

<本制度の内容>

対象者

1. PSU制度

当社社外取締役を除く取締役、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員

2. RSU制度

当社の独立社外取締役、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員

本制度の概要

1. PSU制度

PSU制度は、対象者に対し、当社取締役会が定める期間（当初の評価期間は、2025年3月期から2027年3月期までの3事業年度とします。）中の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度等に応じて算定される数の当社普通株式を交付する株式報酬制度です。

2. RSU制度

RSU制度は、対象者に対し、当社取締役会が定める期間に応じた数（原則として3年分に相当する数）のRSUを事前に支給し、1年経過する毎に、継続勤務を条件として、かかる期間が満了するまでの年数に応じて按分したRSU（原則として、毎年3分の1ずつ）を確定させ、当社普通株式を交付する株式報酬制度です。

当社株式の交付の方法及び時期

当社は、権利確定後、各対象者に交付する当社普通株式の数に応じ、(i)対象者の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法（当社の取締役が対象者

となる場合に限りです。)又は(ii)現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象者に支給し、各対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資する方法により、当社普通株式を対象者に割り当てます。

上記(i)の方法による場合、当社が発行又は処分する普通株式は、金銭の払込み等は要しませんが、ユニットが確定し、交付される株式数に、当社普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。以下「決議日前日終値」といいます。)を乗じた金額を対象者の報酬額として算出します。上記(ii)の方法による場合、各対象者に支給される金銭報酬債権の額は、ユニットが確定し、交付される株式数に、決議日前日終値を乗じて算定します。

#### 途中退任時の取扱い

ユニットの確定は、原則として、その確定時に対象者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員等であることを条件としますが、対象者がユニットの確定前にその地位を喪失した場合であっても、当社取締役会であらかじめ定める事由による地位喪失のときは、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭(但し、当社の取締役に關しては、PSU制度においては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額573百万円以内、RSU制度においては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額468百万円以内(うち、社外取締役分は180百万円以内)といたします。)を支給することができるものといたします。

#### ユニットの消滅事由等

対象者が、当社取締役会で定める一定の非違行為があったことその他当社取締役会において定める事由に該当した場合には、未確定のユニットの全部又は一部を喪失するものとします。また、ユニットの確定後に、かかる事由又はその原因となる行為が確定前に存在していたことが判明した場合において当社が相当と認めるときは、対象者は、かかるユニットに關して交付を受けた当社普通株式の全部若しくは一部又は相当する額の金銭を無償で返還するものとします。

#### 組織再編時の取扱い

当社は、当社普通株式交付までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に關して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、取締役会)で承認された場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭(但し、当社の取締役に關しては、PSU制度においては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額573百万円以内、RSU制度においては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額468百万円以内(うち、社外取締役分は180百万円以内)といたします。)を支給することができるものといたします。

#### (11) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

該当事項なし

以上